

## 第5号議案

豊後大野市子ども・子育て会議条例及び豊後大野市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について

豊後大野市子ども・子育て会議条例及び豊後大野市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年2月20日 提出

豊後大野市長 川野文敏

### 提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）による子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、この案を提出するものである。

豊後大野市子ども・子育て会議条例及び豊後大野市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

(豊後大野市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第1条 豊後大野市子ども・子育て会議条例（平成25年豊後大野市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

(豊後大野市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正)

第2条 豊後大野市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年豊後大野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第87条」を「第82条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。